

議案第94号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並  
区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定され  
た場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月  
額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場  
合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用については、給与条  
例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表  
を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。
- (1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日まで  
の期間において発令された任用期間（区の任命権者に任用される期間に限る。  
次号において同じ。）が通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日まで  
の期間において発令された任用期間における勤務日数及び勤務時間が、1週  
間当たりの勤務日数が2日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時  
間30分未満の会計年度任用職員

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の120」を「100分の1  
30」に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条中「次条」の次に「及び第16条の2」を加える。

第16条第1項中「この条及び第30条において」を削り、「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

第28条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第29条中「次条」の次に「及び第30条の2」を加える。

第30条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、第3章中同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の場合による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第16条第2項及び第30条第2項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

会計年度任用職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用については、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p><u>(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区の任命権者に任用される期</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p>

間に限る。次号において同じ。)が  
通算して3月以下の会計年度任用職  
員

(2) 当該増額等改定があった日の属  
する年度の4月1日から12月1日  
までの期間において発令された任用  
期間における勤務日数及び勤務時間  
が、1週間当たりの勤務日数が2日  
以下で、かつ、1週間当たりの勤務  
時間が15時間30分未満の会計年  
度任用職員

(フルタイム会計年度任用職員の期末手  
当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ  
り決定された給料の月額を基礎として  
規則等で定める額に100分の130  
を乗じて得た額に、規則等で定める支  
給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末  
手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第1  
9条の規定により決定された報酬の額  
を基礎として規則等で定める額に10  
0分の130を乗じて得た額に、規則  
等で定める支給割合を乗じて得た額と  
する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手  
当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ  
り決定された給料の月額を基礎として  
規則等で定める額に100分の120  
を乗じて得た額に、規則等で定める支  
給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末  
手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第1  
9条の規定により決定された報酬の額  
を基礎として規則等で定める額に10  
0分の120を乗じて得た額に、規則  
等で定める支給割合を乗じて得た額と  
する。

3及び4 略

3及び4 略

第2条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条— <u>第30条の2</u> ）	第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条— <u>第30条</u> ）
第4章及び第5章 略	第4章及び第5章 略
附則	附則
（給与）	（給与）
第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。	第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。
（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u>	（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当 <u>及び期末手当</u>
（2） フルタイム会計年度任用職員であって、教特法第2条第2項に規定	（2） フルタイム会計年度任用職員であって、教特法第2条第2項に規定

する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬、期末手当及び勤勉手当

2及び3 略

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法

する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当\_\_\_\_及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2及び3 略

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、\_\_\_\_\_を支給することができる。

3 略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法

(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第16条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下\_\_\_\_\_「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び支給の一時差

(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条\_\_\_\_\_の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び\_\_\_\_\_一時差

止めは、給与条例の適用を受ける職員  
の例による。

#### 4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手  
当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそ  
れぞれ在職するフルタイム会計年度任  
用職員（規則等で定めるフルタイム会  
計年度任用職員を除く。）に対して、  
それぞれ基準日の属する月の規則等で  
定める日に支給する。これらの基準日  
前1月以内に退職し、又は死亡したフ  
ルタイム会計年度任用職員（規則等で  
定めるフルタイム会計年度任用職員を  
除く。）についても、また同様とす  
る。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定によ  
り決定された給料の月額を基礎として  
規則等で定める額に100分の11  
2.5を乗じて得た額に、勤務成績に  
応じて規則等で定める支給割合を乗じ  
て得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差  
止めは、給与条例の適用を受ける職員  
の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フル  
タイム会計年度任用職員の勤勉手当の  
支給等に関し必要な事項は、人事委員  
会の承認を得て、規則等で定める。

止めは、給与条例の適用を受ける職員  
の例による。

#### 4 略

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 略

- 2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第30条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 略

- 2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当\_\_\_\_\_を支給することができる。

3 略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条\_\_\_\_\_の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日

前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第18条及び第1

前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び          一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 略

9条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に10分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

## 給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数									
	現 行			第 1 条による改正 (令和 5 年度の支給月数)			第 2 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)			
	区 分	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
	6 月 期	1. 20	—	1. 20	1. 20	—	1. 20	1. 20	1. 125	2. 325
	12 月 期	1. 20	—	1. 20	1. 30	—	1. 30	1. 20	1. 125	2. 325
合 計	2. 40	—	2. 40	2. 50	—	2. 50	2. 40	2. 25	4. 65	
施 行 期 日 等	1 第 1 条による期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の期末手当に係る規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。 2 第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。									